

議案第18号

三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成4年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「三朝町社会福祉協議会」を「社会福祉法人三朝町社会福祉協議会（以下「管理受託者」という。）」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（三朝町デイサービスセンターの利用に係る料金の収受）

第7条 三朝町デイサービスセンター（福祉センターの施設のうち、デイサービス事業（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する「老人デイサービス事業」をいう。）の実施に供する部分をいう。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、管理受託者の収入として収受させる。

2 利用料金は、管理受託者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。